

# 北九州市安全・安心まちづくり防犯カメラ設置補助事業管理運用要領

## 【地域団体】

(趣旨)

第1条 この要領は、北九州市安全・安心まちづくり防犯カメラ設置補助事業により設置する防犯カメラ（以下「防犯カメラ」という。）のプライバシーの保護に配慮した適正な設置、管理及び運用に関する事項を定める。

(設置及び表示)

第2条 防犯カメラ設置者は、防犯カメラの設置及び表示について、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 撮影対象は公共空間とし、特定の個人及び建物等を継続して撮影することがないように配慮すること。
- (2) 設置場所付近の見やすい場所に、防犯カメラを設置している旨を表示すること。
- (3) 前号に規定する表示の内容は、別表に定める項目とする。

(設置場所の所有者の同意等)

第3条 防犯カメラ設置者は、当該設置場所の所有者（所有者以外に当該設置場所を使用する権利を有する者がいる場合にあつては、当該使用する権利を有する者を含み、設置場所が道路等の公共施設である場合は、当該公共施設の管理者をいう。）の同意又は許可を得なければならない。

2 防犯カメラの設置について、道路交通法等の法令に基づく許可が必要である場合は、当該許可を受けなければならない。

(管理及び運用)

第4条 防犯カメラ設置者は、個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、当該防犯カメラの管理及び運用について、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 防犯カメラの設置目的以外には防犯カメラを利用しないこと。
- (2) 個人のプライバシーの保護に配慮した管理及び運用を行うこと。
- (3) 防犯カメラの適切な維持管理を行うこと。
- (4) 防犯カメラの管理運用責任者及び操作取扱者（以下「管理運用責任者等」という。）を指定すること。
- (5) 防犯カメラにて撮影した画像（以下「画像」という。）及び画像を収録した記録媒体（以下「記録媒体」という。）の適正な管理を行うとともに、外部への漏えい等を防止するための所要の対策を講ずること。
- (6) 防犯カメラの設置、管理及び運用に関する問い合わせや苦情（以下「問い合わせ等」という。）、事故があつた際は、速やかに対応、処理すること。
- (7) 設置場所の所有者等の事情により、移設等の必要が生じた場合は、設置時における所有者等との合意事項に基づき適切に対応すること。

(管理運用責任者及び操作取扱者の責務)

第5条 管理運用責任者は、防犯カメラ、画像及び記録媒体の適正な管理及び運用を行わなければならない。

2 操作取扱者は、管理運用責任者の指揮監督の下に防犯カメラの操作及び画像の視聴を行わなければならない。

3 防犯カメラの操作及び画像の視聴は、管理運用責任者等以外の者が行うことはできない。ただし、管理運用責任者の了解を得た場合はこの限りでない。

4 管理運用責任者等の指定及び変更をする場合は、速やかに市長へ届出をしなければならない。

(画像及び記録媒体)

第6条 管理運用責任者等は、画像及び記録媒体について、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 画像の保存期間は、7日間以上30日間以内であること。

(2) 保存期間を経過した画像は、速やかに消去すること。

(3) 画像及び記録媒体の取扱いは、管理運用責任者等以外の者が行わないこと。

(秘密の保持)

第7条 管理運用責任者等は、画像及び画像から知り得た個人に関する情報をむやみに他に漏らし、又は第8条第1項を除く目的のために使用してはならない。管理運用責任者等でなくなった後においても同様とする。

(画像の利用及び提供の制限)

第8条 管理運用責任者等は、防犯カメラで撮影した記録映像その他撮影情報について、次の各号のいずれかに該当する場合以外は第三者への画像提供を禁止する。

(1) 捜査機関から具体的事件を提示して、犯罪捜査のために情報提供を求められた場合

(2) 人の生命、身体又は財産に対する差し迫った危険があり、緊急の必要がある場合

(3) その他法令に基づく照会があった場合

2 前項第1号に基づく情報提供依頼は、刑事訴訟法に規定する「捜査関係事項照会書」の提出を受けるものとし、管理責任者が審査・許可した場合にのみ提供を行うものとする。

3 第1項において、画像を提供した場合は次の各号に定める事項を記録保存しておかななければならない。

(1) 提供日時

(2) 利用目的

(3) 提供先

(4) 提供する画像の内容

(管理運用規程の作成)

第9条 防犯カメラ設置者は、本要領に基づき、次に掲げる事項を規定した防犯カメラ管理運用規程を作成しなければならない。

- (1) 目的
- (2) 設置場所及び撮影範囲
- (3) 設置者
- (4) 管理及び運用
- (5) 管理運用責任者及び操作取扱者
- (6) 画像の保存期間、消去
- (7) 画像提供の制限
- (8) 問い合わせ等の対応

(報告及び是正措置)

第10条 防犯カメラ設置者は、防犯カメラを設置した翌年度から5年に達するまで毎年度、防犯カメラ管理運用状況報告書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、防犯カメラの管理及び運用が本要領の規定に違反すると認めるときは、防犯カメラ設置者に対し、是正するために必要な措置を命ずることができるものとする。

(業務の委託)

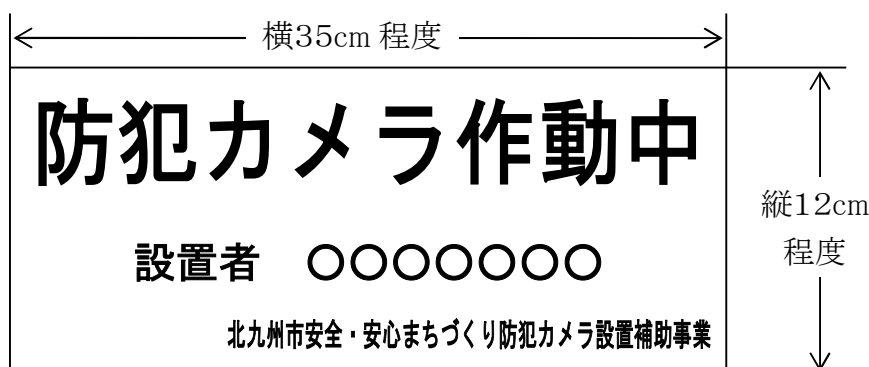
第11条 防犯カメラ設置者は、防犯カメラの設置や保守点検等の業務を委託する場合、本要領の遵守を委託条件にするなど、適正な設置、管理及び運用を徹底するものとする。

付 則

この要領は、平成27年9月1日から施行する。

別表 (第2条関係)

文字色	赤
背景色	黄



← 横12cm 程度 →

設置者



防犯カメラ作動中

縦35cm  
程度

北九州市安全・安心まちづくり  
防犯カメラ設置補助事業